



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結い]

(財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

**人権相談活動の広がりは、孤立を防ぎ、笑顔を回復させます。
「生きてきてよかった」といえる支え合うなかまづくりを!**

◇進化する人権相談活動、広がる共感◇

●DVの被害者が「望むこと」、役所の「立場」

受話器を取ると、「弱い立場の人を助けてくれると聞きて、電話しています」という声が響きます。

いつもながら、予期しない相談です。60代の女性・悦子さん(仮名)の訴えは、さまざまな問題をはらんでいます。元夫の暴力(ドメスティックバイオレンス=DV)から逃れてシェルターに避難。その後、元夫の暴力が及ばない地域への転居を勧められ、かれこれ9年になります。うつ病を患い、転居してまもなく具合が悪くなって2度の入院を余儀なくされましたが、現在は病院に通いながらなんとか安定を保って暮らしています。もっとも、抗うつ薬や精神安定剤など多量の薬を服用しながらですが、精神疾患のある息子と二人暮らし、月1回の通院以外ほとんど外出したり、人と交わったりすることがない「引きこもり」の生活が続いています。

悦さんが強く訴えるのは、「これまでがまんしてやってきたが、もう精神的にも肉体的にもつらくて耐えがたい。ここは田舎で、気分転換できるところがない。住みやすく、友だちもいる、以前住んでいたところに戻りたい」と。詳しく話を聞いてみると、これまで何度となく、役所の担当者に訴えてきたが、聞き入れられず、思い余って相談してきたというわけです。他の相談窓口にもあつたようですが、進展はありませんでした。

役所の担当者サイドでは、二つの条件を提示。一つは、転居の要件として、生活保護の場合、「現在よりも低額であること」(都営住宅への入居)を挙げています。もう一つは、DVから保護するという公的支援の立場としてはDVの危険からの回避を挙げ、元夫の居住地を避けるように、とのことです。その指示に従って、都営住宅

の申し込みに何度もチャレンジするが、「かすりもしない」(悦子さん)といいます。

状況は何も変わらず、ただ歳月ばかりが過ぎていけば、「戻りたい」という思いは、強まるばかりです。

ここで、もう一方の当事者である役所の障害福祉の担当者・河合さん(仮名)に話を聞くことにしました。悦子さんの思いに出来る限り寄り添いながら、よりよい方法(解決策)を具体的に考えていくために必要です。

河合さんはもう5年、悦子さん親子に関わっていて、二人の生活を心配しています。彼女の病気を考慮すると、生活保護制度の「要件」よりは、ストレスがたまってしまふ生活状態を脱却することを優先するのも必要ではないかと指摘。お互いが頑なな態度に終始すれば、堂々巡りが続くだけ。役所のほうもある程度納得でき、悦子さんの望みの一部も実現できるような折衷案を考えてみる。たとえば、第一段階として、元居住地ではないが、その周辺であれ精神的な安定につながるのではないかと、広いエリアの都営住宅にとりあえず申し込んでみる。抽選が当たらないとなれば、第二段階として、民間の賃貸アパートへの転居を要望する。生活保護の制約のなかで、役所も「悦子さんの病気と今後の生活を考えたら、転居したほうがいいね」と納得できるような動きをつくること。悦子さんにとっては、希望をもって生活できたらいい。実現可能は方法を考えていくしかありません。

新たな提案には、「いろいろと考えてくださり、ありがとうございます」と河合さん。悦子さんにも提案すると、まんざらではない反応でした。「河合さんは力強い応援者なのだから、よき理解者になってもらうつもりで話をしてみてもどうですか」と念押し。打つ手がないところで新たな提案に双方がどんな対応を取るのでしょうか。前向きに話が進むことを期待したい。

実は、息子さんのことも気がかりだと河合さんに話しました。悦子さんに聞くと、彼女以上に大量の薬を服用しています。受診しても、患者の生活ぶりなど聞く耳を持たず、「いつものように薬を出しておくから」というのが精神科の受診風景です。患者本人の状態を正確に知らせるには、ひごろの生活をよく知っている人が同行するなどして、主治医に話をすることはできます。それが適切な診断につながり、必要以上の薬の投与を控えることもできます。そんな話をすると、「私も気になっていましたので、今度、受診のときに付き添ってみようと思います」と河合さんは受けとめてくれました。頃合いを見計らって、こちらから連絡してみるつもりです。

●ケアマネへの対応、介護サービス利用にあたって

以前、母親が癌とわかった山形さん（仮名）の話をしましたが、その後の展開です。退院後、家事をほとんどしなくなり、なんとかしなくてはと、介護保険制度を利用することにしました。要介護認定の申請をすると、「要介護1」の通知が届いたようです。相談は、ケアマネージャー（ケアマネ）との対応や介護サービスの利用について、意見を聞きたいとのこと。

介護保険のサービスを利用するには、ケアマネを選ばなくてはなりません。一応、ケアマネは紹介してもらったようです。ケアマネが利用者宅を訪問して、生活状態などを見極め利用者本人や家族の要望などを聞き取り、具体的なケアプランを立てます。そこで、私がアドバイスしたのは、ケアマネがきちんと本人の話に耳を傾けているか、ニーズを引き出しているか、といったことはケアマネが信頼できるかどうかのポイントの一つです。

ケアマネと話す前に、本人はどういう生活をしたいのか、どういうサービスを望んでいるのかなどについて話し合うようすすめたところ、山形さんは「母親が自分の意見をまったくいわない、何を考えているのか、声に出していわない」とこぼしていました。

報告では、ケアマネは「言葉がでてくるまでじっくりと待つところもよく、好感が持てました」とあります。

ケアマネは、デイサービスの利用をすすめたのですが、母親は乗り気ではなく、「ヘルパーさんと一緒に買い物に行くのはどうですか」の問いかけに、母親も即答で「いきます」と返事をしたので、体のリハビリを兼ねて週2回の買い物が、とりあえず決まったようです。「母も自分から買い物をしたいと欲していたので、いい方向に向かえばいいなあと感じました」と山形さんからのメールに

ありましたが、幸先のよいスタートです。

買い物と合わせて、「一緒に調理をする」というサービスも入るといいですね。生活そのものがリハビリになるので、無理をしない範囲で、自分でやることをふやしていくことが必要です。第三者としてのヘルパーがかかわることで、母親とのコミュニケーションの活性化がはかられて、萎えてしまっている意欲を引き出してほしいものです。気持ちよく、快適な毎日を過ごしてほしい。

●新たな広がり！ 各支部での取り組みはじまる

江東支部での連続学習会の締めくくりはとても印象深いものでした。「楽しい企画をつくって、支部員に参加してもらおうこと、身近な関わりをつくりたい。支部員の心の拠り所になれるよう心がけたい」といった声が上がりました。また、「車の両輪」という表現で、高齢化に伴うさまざまなニーズと若者のニーズに応えられるような運動を創り上げたいという抱負も述べられました。講師の牧坂には「ニーズの掘り起こしの手伝いをしてほしい」というリクエストもありました。最後には、「連続講座は終わりましたが、今日がはじまりということで、これからもよろしくお願いします」と熱いエールをいただきました。これからの支部活動に注目し、協力して創り上げていきたいものです。

このように、2年目に入った人権相談活動は、あきらかに新たな段階を迎えたようです。6月末に開催された足立支部の定期大会に合わせて企画された学習会は、支部員の身近なニーズに応える活動に取り組もうという強い決意の表れでした（解放新聞都連版7月15日号参照）。

学習会では、人権相談員の牧坂が「安心と共生、身近なところでの支え合い～人権相談の現場から～」と題して、足立支部の相談事例を中心に相談活動の実際を紹介し、人権相談の利用をよびかけました。無縁社会などといわれる世の中ですが、「なかま」がいることの大切さ、支え合うなかまづくりの必要性を訴えました。

一人暮らしの女性からは、介護サービスを利用しながらも、将来に対する不安などが訴えられました。学習会という場で、なかなか自分のことや家族の話をするのは躊躇してしまうこともあるでしょう。もっと、こぢんまりと膝突き合わせて話せる場のほうがよかったです。

葛飾支部からも、支部員が集まる会合で人権相談活動について話してほしいという依頼が来ています。

都連各支部で静かに、新たな胎動がはじまったようです。皆さんと共に紡ぎます！ 出張相談大歓迎です。